

病床確保計画（令和5年10月1日）

【確保病床の位置づけ】

・確保病床の対象患者を、重症・中等症Ⅱ患者、特別配慮者（妊産婦、小児、透析患者、精神疾患を有する患者）、呼吸困難で肺炎像がみられ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等に重点化のうえ、国の方針に基づき、感染拡大の段階に応じて必要な病床を確保する。

【各段階における確保病床数・段階移行基準】

○段階移行に係る留意点

- ・**感染拡大局面**における段階移行の準備期間を重症病床は概ね1週間、中等症Ⅱ病床は概ね2週間とする。
- ・一度に複数段階上または下の段階に移行する可能性がある。

段階	病床数計	段階移行基準となる入院患者数（確保病床外の入院患者数を含む）			
		重症病床	中等症Ⅱ病床	感染拡大局面	感染縮小局面
段階0	0床	0床	0床	1,267人以上 ⇒ 段階1へ移行	—
段階1	158床	22床	136床	1,900人以上 ⇒ 段階2へ移行	1,267人未満※ ⇒ 段階0へ移行
段階2	633床	66床	567床	3,040人以上 ⇒ 段階3への移行及び2週間後の入院患者数の試算開始	1,900人未満 ⇒ 段階1へ移行
段階3	633床	66床	567床	—	3,040人未満 ⇒ 段階2へ移行
	試算した入院患者数が3,800人を超える場合、以下の病床数を積み増し (2週間後の入院患者数 - 3,800人) × 0.25				

※ 段階1から段階0への移行に関しては、入院患者数が移行基準に達した後、1週間以内に段階0へ移行する旨、府が判断する。

【段階移行の判断】

- ・段階の移行は、国の方針に基づき、府が厚生労働省に毎週報告する「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」における「在院者数」をもって判断する。
- ・府は、上記在院者数が各段階の移行基準に達したとき段階移行を判断し、確保病床を有する医療機関に対しその旨を通知するとともに、府ホームページにおいて公表する。